

平成 18 年 8 月 24 日

金融庁監督局総務課バーゼル 推進室 御中

全 国 銀 行 協 会

会社法施行に伴う自己資本比率告示の一部改正（案）に対する意見の提出について

今般、当協会では平成 18 年 7 月 24 日に公表された標記改正案に対する意見を下記の
とおりまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

「基本的項目」・「補完的項目」における「その他有価証券」をヘッジ対象とする「繰
延ヘッジ損益」の取扱いについて

【関連条文：銀行告示、第 4 条、第 5 条等】

（意 見）

「その他有価証券」をヘッジ対象とするヘッジ取引の会計処理方法に「繰延ヘッジ会
計」を適用した場合、基本的項目（Tier 1）・補完的項目（Tier 2）を計算する上でヘ
ッジ効果が適切に反映されるよう、「その他有価証券」をヘッジ対象とする「繰延ヘッ
ジ損益」の額の自己資本への算入が可能となるように手当てしていただきたい。

（理 由）

「その他有価証券」をヘッジ対象とした場合、「繰延ヘッジ会計」と「時価ヘッジ会
計」のいずれを採用するかによって基本的項目・補完的項目の金額に差異が生じること
となる。特に、「繰延ヘッジ会計」を採用した場合には、ヘッジ効果が適切に、基本的
項目・補完的項目の計算に反映されないことが懸念される。より具体的には、以下のと
おり。

- (1) その他有価証券をヘッジ対象とするヘッジ取引の会計処理方法には、「繰延ヘッ
ジ会計」と「時価ヘッジ会計」がある。「繰延ヘッジ会計」を適用する場合は、ヘッ
ジ手段の時価変動額は「繰延ヘッジ損益」として繰り延べられ、「その他有価証券」
の時価の変動額は「その他有価証券評価差額金」として別に計上される。一方、「時

価ヘッジ会計」を適用する場合は、ヘッジ手段の時価変動額は其他有価証券の時価の変動額と通算され「当期の損益」(すなわち、貸借対照表では「株主資本」)に計上される。

- (2) 財務諸表の表示においては、「繰延ヘッジ会計」と「時価ヘッジ会計」のいずれを採用した場合でも、「純資産の部」の一構成要素であることに変わりはない。結果として、「純資産の部」合計額への影響は中立的となり、ヘッジ効果が適切に「純資産の部」に反映されている。
- (3) 一方、自己資本規制上では、銀行告示(改正案)第4条において、「繰延ヘッジ損益」は基本的項目の計算上、除外される扱いとなっている。上記(1)で述べたように、「時価ヘッジ会計」ではヘッジ効果が「当期の損益」、すなわち、基本的項目に反映されるのに対して、「繰延ヘッジ会計」を採用した場合には、「ヘッジ手段」は「繰延ヘッジ損益」として基本的項目および補完的項目から除外される一方で、「ヘッジ対象」である「其他有価証券評価差額金」は基本的項目ないし補完的項目に算入されることとなり、ヘッジ効果が適切に反映されなくなる。その結果として、会計方針の選択(「繰延ヘッジ会計」または「時価ヘッジ会計」)によって自己資本規制上の分子である自己資本の取扱いに差異が生じることとなり、銀行間の比較可能性が確保されなくなる。
- (4) 従って、「繰延ヘッジ会計」を適用した場合にも、基本的項目・補完的項目を計算する上で、ヘッジ効果が適切に反映されるように、手当てを検討いただきたい。

(補足説明)

「時価ヘッジ会計」を適用する場合は、時価の変動要因のうち特定のリスク要素(金利リスク、為替リスク、信用リスク等)のみをヘッジの目的としているときは、当該リスク要素の変動に係る時価の変動額を当期の損益に計上し、その他のリスク要素の変動に係る時価の変動額は繰り延べ処理(「純資産の部」の「繰延ヘッジ損益」に資本直入)することができる。

ただし、時価の変動要因をリスク要素別(債券であれば、信用リスク、金利リスク、金利ベースリスク等)に分解するのは恣意的となる可能性があることから、実務上はヘッジの有効性を満たす限り、ヘッジ対象(其他有価証券)とヘッジ手段(デリバティブ)に係る時価変動額を通算し、当期の損益に計上している。

以 上